

「身体障害者福祉法施行規則別表第5号」改正案（視覚障害抜粋）

障害程度等級表 現行

級 別	視 覚 障 害
1 級	<u>両眼</u> の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、 <u>きょう正視</u> 力について測ったものをいう。以下同じ。）の和が0.01以下のもの
2 級	1 <u>両眼</u> の視力の和が0.02以上 <u>0.04</u> 以下のもの 2 <u>両眼</u> の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95パーセント以上のもの
3 級	1 <u>両眼</u> の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2 <u>両眼</u> の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のもの
4 級	1 <u>両眼</u> の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2 <u>両眼</u> の視野がそれぞれ10度以内のもの
5 級	1 <u>両眼</u> の視力の和が0.13以上0.2以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの
6 級	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるもの

障害程度等級表 見直し案

級 別	視 覚 障 害
1 級	<u>良い方</u> の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、 <u>矯正</u> 視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの
2 級	1 <u>良い方</u> の眼の視力が0.02以上 <u>0.03</u> 以下のもの 2 <u>良い方</u> の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 <u>周辺視野角度</u> （I／4視標による）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼 <u>中心視野角度</u> （I／2視標による）が28度以下のもの 4 <u>両眼開放視認点数</u> が70点以下かつ両眼 <u>中心視野視認点数</u> が20点以下のもの
3 級	1 <u>良い方</u> の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2を除く。） 2 <u>良い方</u> の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 <u>周辺視野角度</u> （I／4視標による）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼 <u>中心視野角度</u> （I／2視標による）が56度以下のもの 4 <u>両眼開放視認点数</u> が70点以下かつ両眼 <u>中心視野視認点数</u> が40点以下のもの
4 級	1 <u>良い方</u> の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2を除く。） 2 <u>周辺視野角度</u> （I／4視標による）の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 <u>両眼開放視認点数</u> が70点以下のもの
5 級	1 <u>良い方</u> の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 <u>両眼中心視野角度</u> （I／2視標による）が56度以下のもの 4 <u>両眼開放視認点数</u> が70点を超えかつ100点以下のもの 5 <u>両眼中心視野視認点数</u> が40点以下のもの
6 級	<u>良い方</u> の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの